

○柚木委員

続きまして、きょうの委員会の中でも、対面販売についていろいろな切り口からやりとりをされているんですが、私も、この法律の中で、先ほど申し上げた要指導医薬品、薬局医薬品、処方箋医薬品等の薬学的な知見に基づく指導や販売が対面でということで本法律に規定されているんだらうというふうに理解をしております。

ただ、きょう、資料に、裏に写真入りでつけさせていただいておりますが、オランダ、イギリスなどで、自動販売機で、テレビ電話というか、こういった形でのやりとりをされている国も、実はまだ一般的ではないと聞いておりますが、あることにはあるんですね。では、通常の電話のやりとりとか、こういうテレビ電話のようないわゆる電子的、電磁的というか、そういうようなものが対面による指導というものに含まれるのかどうか。これはちょっと私の中でも確認をしておきたいと思しますので、きっちりと答弁をお願いできますか。

○今別府政府参考人

今先生から御指摘のありましたテレビ電話等は、この法律の対面という言葉の中には想定をしておりません。